

八ッ場ダム訴訟茨城事件総括

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会
同 弁 護 団

■弁護団の動き

1 提訴まで

オンブズマン関係（廣田次男弁護士）からの要請による。

本件提訴によって茨城県内の水行政批判に別々に取り組んでいた各運動体が横につながるきっかけになった。

2 訴訟活動について

- (1) 実働弁護団は3名で、その後丸山幸司弁護士が入り4名で取り組んできた。残念ながらメンバーが広がらなかった。
- (2) 書面は全体弁護団会議での成果を使用させてもらうことができたので何とかやって来れた。全体弁護団会議により各地での取り組みがわかり、また会議で出た諸々の話が大変参考にも勉強にもなった。
また、各地の裁判にも参加できてよかった。坂本博之弁護士が群馬で坂巻幸雄証人の尋問、五來則男弁護士が群馬で意見陳述 etc.
- (3) 利水については、各地で独自の取り組みが求められたが、茨城では水道料の値段が高くなることについて証人を立てるなど、これまでの茨城県内の運動の成果を反映することができた。
- (4) 茨城では第1審の審理の中で、国交省や茨城県の役人の証人尋問を担当したが、特に国交省の役人に対して坂本弁護士の尋問により重要証言を引き出すことができた。

3 判決について

- (1) 1審、2審とも茨城の判決は、判決理由がスカスカの手抜き判決だった。
- (2) 裁判所の体制改革がいかに必要か明らかになった。たとえば、民事事件にも裁判員裁判のようなものが必要ではないか etc.

4 今後の取り組み

- (1) 茨城では霞ヶ浦導水事業差止事件で不当な第1審判決が出て、控訴理由書を提出したところ。控訴審第1回期日は平成28年1月26日（火）午後3時、812号法廷。
八ッ場ダム訴訟での成果を生かしていきたい。
- (2) 鬼怒川の水害について今後行政の責任を等事件が起きる可能性がある。その時対応を考える。
- (3) 運動体の八ッ場ダムをストップさせる茨城の会が存続する予定なので、今後弁護団は個人参加でその会に入り連携していくことを考えている。

■市民の動き

2004年9月10日、訴訟に先立って行われた住民監査請求は410名の請求人を集めたが10月4日請求は却下された。直ちに11月4日の提訴に向け原告を募り21名の原告により訴訟に入った。同時に裁判を支援すべく「八ッ場ダムをストップさせる茨城の会」の結成を、取手、土浦の2極を軸に会員を募った。同年12月5日、第1回「茨城の会スタート集会」を開催。参加者10数名、ほぼ幹事という惨状だった。この経験を梃に、茨城県に利水治水とも負荷をかけるだけの八ッ場ダム事業を広く県民に知らしめるべく活動に入った。

(1) 傍聴と原告意見陳述

2005年1月25日の第1回公判。心配された傍聴者は傍聴席を満たし杞憂に帰した。以降、水戸地裁、東京高裁とも常に満席にした。

原告意見陳述は水戸地裁で延べ16人、東京高裁で1人を数え、さらに、原告による証人尋問には地裁、高裁で各1人、文字通り市民による住民訴訟を実現した。

(2) 八ッ場ダム住民訴訟通信の発行

会員の増強は新規の加入者を募ること、退会者を出さないことが要諦と判断。そのためには会員が運

動に参加しているという実感を持ち続け周囲に呼びかけること。そのためのツール「八ッ場ダム住民訴訟通信」を発行。現在 112 号。ほぼ月刊を続けている。

(3) 学習会・集会・現地視察など

八ッ場ダム問題、水道料金問題をテーマに学習会を繰返し開催。水戸、取手、土浦、藤代、つくば、結城、古河、竜ヶ崎、常総などで延べ 39 回行った。

八ッ場ダム現地視察は 6 回を数え、八ッ場ダム問題は他の市民団体との連携を深めながら茨城県の問題と認識されるようになった。

(4) 自治体への働きかけ

水道料金、いばらき水のマスタープラン、八ッ場ダムの工期延長・基本計画変更、さらには東日本大震災による断水問題などをテーマに、県知事、県議会、市町村議会に要望書・陳情書、請願書、公開質問書繰返し提出。さらには水問題小冊子など利水、治水の資料もすべての県議、市町村議に送付し、自治体の問題として対応するよう働きかけた。また、茨城共同運動に参加。県の担当との質疑を繰返し、県の水行政の虚偽を明らかにしてきた。

(5) 学習会資料の制作・配布

治水小冊子「カスリーン台風がきても八斗島 16750 トンなら八ッ場ダムはいらない」を茨城の会会員、全県議会議員に無料配布。

水道小冊子「蛇口から考える水源開発」を 1 部 20 円で発行。7000 冊をさばき、パワーポイントと合わせ学習会の資料として活用している。

一審の「利水最終準備書面」を冊子にまとめ、会員、議員へ配布した。

(6) アンケート、署名運動

衆参議員選挙、県議会選挙、県知事選挙などには八ッ場ダム、茨城の水問題をテーマに回答を求め有権者に判断材料を提供した。

水道料金問題署名は県内すべての市町村から 9609 筆を獲得。県議会へ提出した。

(7) 他団体との連帯

茨城県は霞ヶ浦導水など多くの問題を抱えており、八ッ場ダム問題と合わせ他の水源開発、水道料金問題などを軸に他の団体に働きかけ「茨城県の水問題を考える市民連絡会」を結成。活動の範囲を拡大した。

■今後の活動

11 年に及ぶ裁判で見たものは、この国のおぞましい形だった。国は都県を下級機関としか見ず、都県もまた自治体としての自覚のないまま上命下服・上意下達に甘んじる姿だ。そのことがまた、私たちの住民自治をも否定する悲しむべき現実だ。

私たちはここに活動の指針を向ける。いま社会は立憲主義、国民主権の確立が急がれている。だからこそ私たちは、その礎となる地方自治から始めなければならないと思う。

水や川は“我田引水”“水争い”などの言葉が残るように自治の要諦だ。私たちは八ッ場ダム阻止を核に、流域治水、責任引取水、水道料金、環境問題などへの取り組みを通じて自治を取り戻し、確固たる民主主義社会確立の一端を担うべく活動を続ける。

1、八ッ場ダムの虚構を明らかにし、本体工事の中止を求め続ける。

代替地の有毒鉄鋼スラグ。予想される工期の延長。避けられない事業費の増額など

2、地方から水行政を正し、河川民主主義を確立するため、県・市町村議員の入会を促進し、市町村から自治を立て直し、河川・水行政の正常化を目指す。

3、地方議会議員の勉強会、あるいは一般市民を交えた勉強会を重ね問題意識の拡大を図る。

4、茨城県の水問題を考える市民連絡会の動きを強化し、霞ヶ浦導水、思川開発の阻止に闘う仲間と連携を進め、共同・共闘の輪を広げる。

5、1 都 5 県の仲間と手を携えて「利根川水系河川整備計画」を一から見直し、自然環境を重視した「利根川水系河川整備計画・市民案」の立案を進め、河川行政の在り方を国民的議論にまで高める。

6、マスコミとの関係を深め、責任引取水、水道料金、水余りを軸に「八ッ場ダム・霞ヶ浦導水・思川開発不要」の世論の喚起を図る。

7、八ッ場ダム裁判の闘いの記録を残すべく、会員の手記を主体とした「仮・八ッ場ダム裁判と私」を刊行予定。